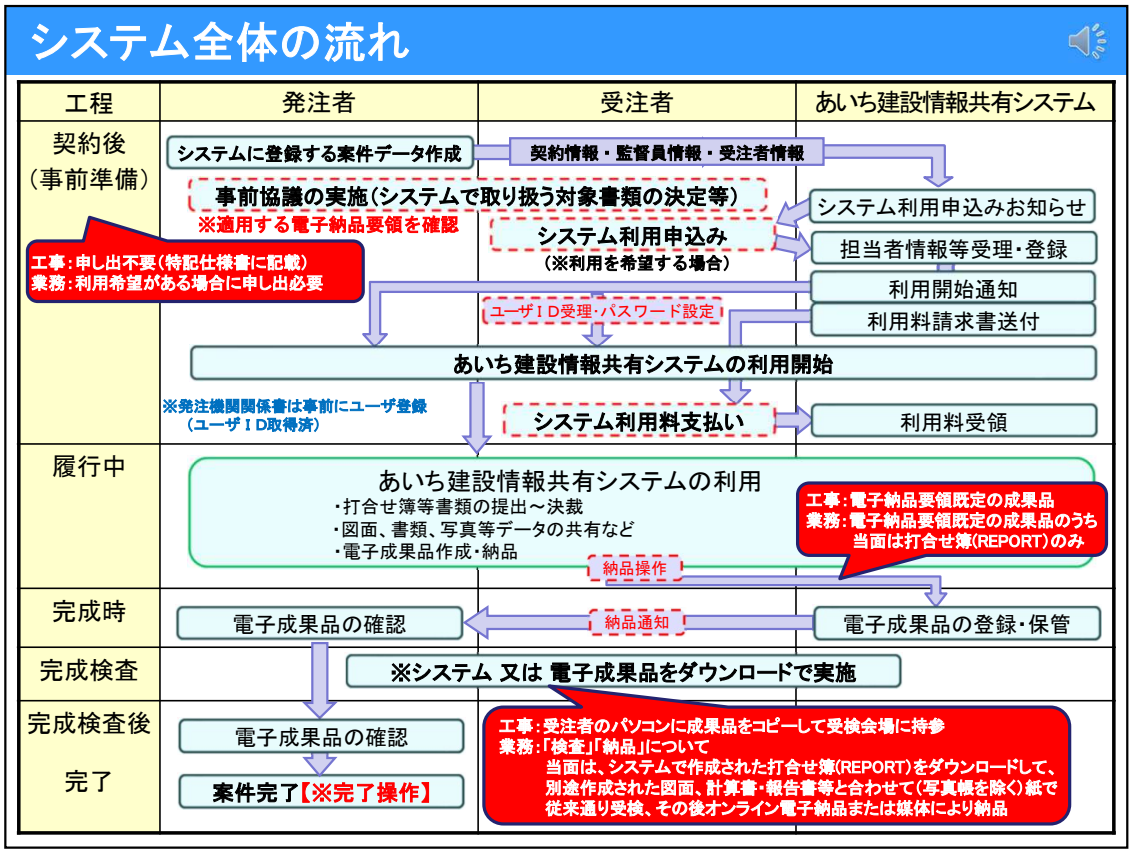

工事については、発注者様から案件の情報が送られてきます。その情報を基に、受注者様にシステム利用に関するお知らせをメールします。

受注者様は、発注者様とシステム利用に関する事前協議を行っていただき協議内容に従って利用申し込みを行ってください。

業務については、システム利用を希望される旨を発注者様にお伝えください。それにより、発注者様から案件の情報が送られてきますので、その情報を基に、受注者様にシステム利用に関するお知らせをメールします。なお、システム利用の希望とシステム利用に関する事前協議を合わせて行っていただくと、円滑に利用申し込みを行うことができます。

システム利用を受理すると、受注者様及び発注者様には利用開始のお知らせを、受注者様の担当者様にはユーザーIDをメールします。

この後、情報共有システムをご利用ください。

また、併せて受注者様には、システム利用に関する請求書をメールしますので、記載内容に従ってお支払いをお願いします。

案件の施行中は、各種打ち合わせや成果品の事前確認などをオンライン上で行うことができます。打合せ簿等の書類の提出から電子成果品の納品まで行うことができますのでご活用ください。

案件完了時工事については、発注機関の監督員に内容を確認していただいてから、電子成果品をダウンロードして、完了検査を受けていただきます。完了検査により電子成果品の修正が必要になった場合は修正後、再度、監督員に内容を確認していただき監督員が完了操作を行います。

業務については、当分の間、システムで作成された打合せ簿(REPORT)をダウンロードして、別途作成された図面、計算書・報告書等と合わせて(写真帳を除く)紙で従来通り受検、その後オンライン電子納品または媒体により納品してください。

検査合格後の電子成果品は、必ず受注者様が予備を保存しておいてください。

本システムでご利用されたデータは、完了操作をした日の翌月末まで保管されますが 、それ以降は消去されます。

また、利用開始通知でお知らせしたシステム利用期間終日でシステム利用を終了し案件を消去しますので、それ以降は案件自体を閲覧することができなくなります。